



# 新婚さんの新生活を支援します

## ■対象となる方

次の①～⑩の全てに当てはまる世帯です。  
 (⑩と⑪は申請する費目により必要な条件です。)

- ①平成31年1月1日～平成32年3月31日に婚姻届を提出し受理されている
- ②申請日時点での直近の所得証明で、夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した方については所得なしとする)
- ③夫婦ともに婚姻時の年齢が34歳以下である
- ④申請日時点において夫婦双方の住民票の住所が該当住宅の住所となっている
- ⑤申請日時点において④の住所地の行政区に加入している
- ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていない
- ⑦過去にこの制度の補助を受けている方がいない
- ⑧居住する全員が昭和村暴力団排除条例に規定する暴力団員を含まない
- ⑨居住する全員が村税等を滞納していない
- ⑩平成31年1月1日～平成32年3月31日に、結婚を機に新築を除く昭和村内にある住居を購入・賃貸した世帯
- ⑪平成31年1月1日～平成32年3月31日に、結婚を機に昭和村内にある住居に専門業者を利用して引越した世帯

## ■補助額

1世帯あたり30万円を上限に補助します。

## ■対象となる費用

平成31年1月1日～平成32年3月31日までに支払った次の費用が対象です。

- 【住居費】物件購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 【引越費用】引越業者や運送業者への支払い

## ■申請方法

平成32年3月31日までに、次の書類を添えて企画課・地域振興係へ申請してください。  
 ※事前にご相談ください。

### 【購入・賃貸・引越し・共通に必要な書類】

- ①補助金交付申請書
- ②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ③新婚世帯全員の住民票
- ④申請日における直近の夫婦の所得証明書
- ⑤無職・無収入申立書兼誓約書(無職の場合)
- ⑥返還額がわかる書類(貸与型奨学金を返済している場合)

### 【購入の方】

- ①物件の売買契約書及び領収書の写し

### 【賃貸の方】

- ①物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- ②住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)

### 【引越しの方】

- ①引越費用に係る領収書の写し